

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

### 3. その他

#### ■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

##### ・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

##### ・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

#### ■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

##### ・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

本手数料率は、IFAが媒介する取引の場合に適用されます。

#### ■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

##### （例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

##### （例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

##### （例 3）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）

100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

#### 4. 当社の概要

|            |                                                                                                                                                                          |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 商号等      | マネックス証券株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号                                                                                                                                |
| ・ 本店所在地    | 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号                                                                                                                                           |
| ・ 設立       | 1999 年 5 月                                                                                                                                                               |
| ・ 資本金      | 13,195,101,821 円※                                                                                                                                                        |
| ・ 主な事業     | 金融商品取引業                                                                                                                                                                  |
| ・ 加入協会     | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、<br>一般社団法人 金融先物取引業協会、<br>一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、<br>一般社団法人 日本投資顧問業協会                                                                             |
| ・ 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター                                                                                                                                              |
| ・ 連絡先      | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。<br>お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）<br>03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）<br>ログイン ID と暗証番号をご用意ください。<br>当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー<br>ムからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

### **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2024年3月）

KTM\_TOUSHIN\_2.2

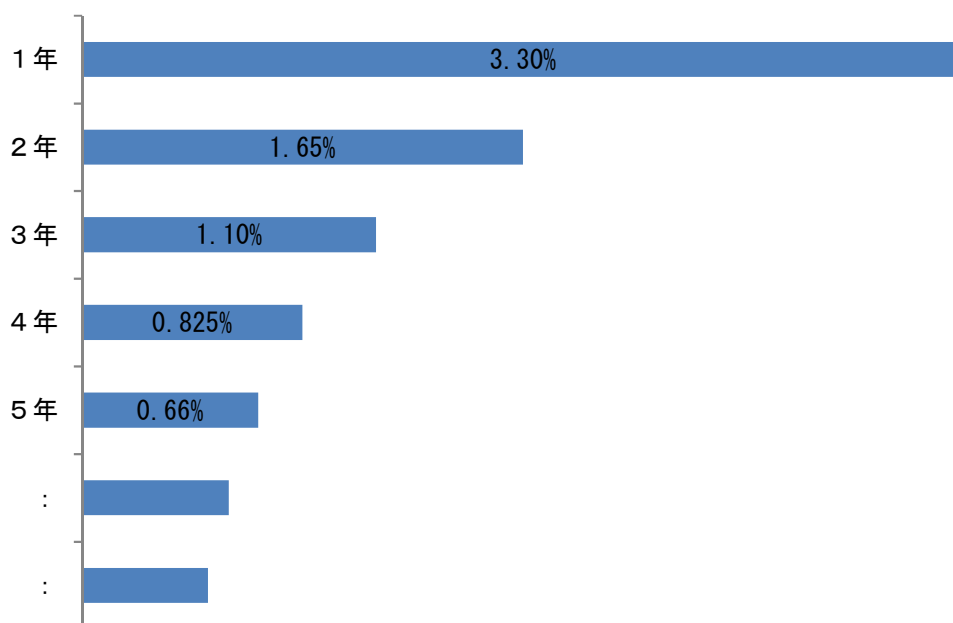
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたり負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】                      【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

## 世界ダブルハイインカム(奇数月決算型)

追加型投信／海外／資産複合

| 商品分類    |        |                   | 属性区分          |             |                  |               |       |
|---------|--------|-------------------|---------------|-------------|------------------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産        | 決算頻度        | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型投信   | 海外     | 資産複合              | その他資産<br>(注)) | 年6回<br>(隔月) | グローバル<br>(日本を除く) | ファミリー<br>ファンド | なし    |

(注) 投資信託証券(資産複合(株式、債券、短期金融資産)資産配分固定型)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## ESG分類

ESG投信ではありません

この目論見書により行う世界ダブルハイインカム(奇数月決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2024年6月19日に関東財務局長に提出しており、2024年6月20日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

## ■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

## 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第347号  
設立年月日:1986年11月1日  
資本金:20億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:15兆4,025億円  
(資本金、運用純資産総額は2024年4月30日現在)

## ■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

## 三井住友信託銀行株式会社

## ■照会先

## 三井住友トラスト・アセットマネジメント

ホームページ: <https://www.smtam.jp/>フリーダイヤル: 0120-668001  
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

## SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。  
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ✓ ファンドの目的・特色

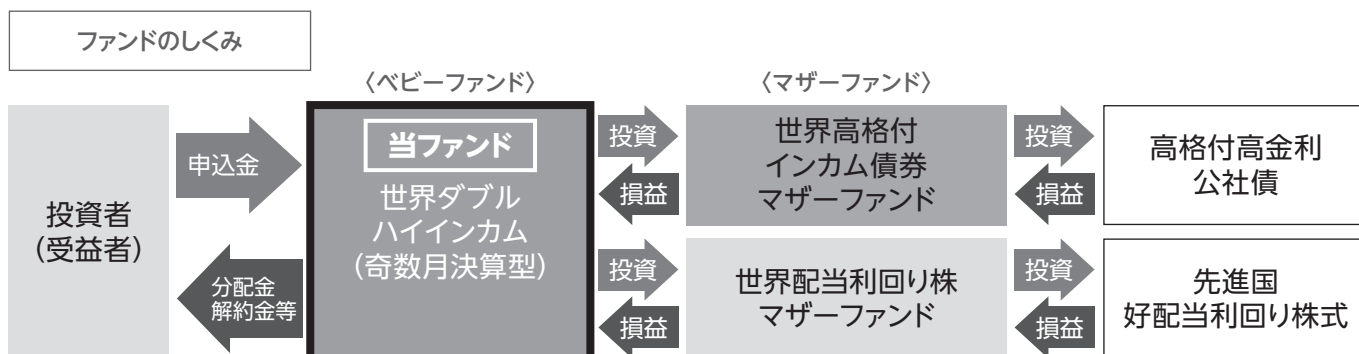
## ファンドの目的

日本を除く世界の高格付高金利公社債と先進国の好配当利回り株式に分散投資し、安定したインカムゲインを確保しつつ、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。

## ファンドの特色

### 1. 日本を除く世界の高格付高金利公社債と先進国の好配当利回り株式に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

●原則として、為替ヘッジは行いません。



### ? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

### 2. 分散投資によるリスク低減効果や、安定的なインカムゲインの確保が期待できます。

#### 世界高格付インカム債券 マザーファンド

オーストラリア・ドル、米国ドル、カナダ・ドル、ユーロ、英国ポンド建てなどの日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、州政府債、国際機関債など)の中から、格付が高く相対的に高利回りが期待できる債券に投資します。

※投資する公社債は、取得時において、AA格(国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格)相当以上(S&Pグローバル・レーティングでAA-以上、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクでAa3以上)の長期格付を受けているものに限ります。なお取得後、格付の低下によってAA格(国家機関等が発行・保証する公社債等についてはA格)相当以上でなくなった場合は、速やかに売却するものとします。

#### 世界配当利回り株 マザーファンド

北米、欧州、アジア・オセアニアの先進国市場から、配当利回りや配当方針、財務の健全性や流動性、業績動向、株価の割安度等を考慮して組み入れます。

## ファンドの特色

投資対象としているマザーファンドの概要は以下の通りです。

| マザーファンド                | 主な投資対象・投資地域             | 運用の基本方針                                                                             |
|------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 世界高格付インカム債券<br>マザーファンド | 日本を除く世界の高格付<br>公社債      | この投資信託は、日本を除く、世界の高格付の高金利公社債に投資しリスクを低減しつつ、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 |
| 世界配当利回り株<br>マザーファンド    | 日本を除く世界の主要国の<br>好配当利回り株 | 日本を除く世界の主要国の好配当利回り株に投資し、安定したインカムゲインの確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。                  |

### ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本資産配分比率に基づき、各マザーファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。

|           |           |                                              |
|-----------|-----------|----------------------------------------------|
| ポートフォリオ構築 | ファンドマネジャー | ●基本資産配分比率に従って、各マザーファンドへ資金を配分                 |
| リバランス実施   | ファンドマネジャー | ●各マザーファンドの組入比率が基本資産配分比率から一定以上乖離した場合、リバランスを実施 |

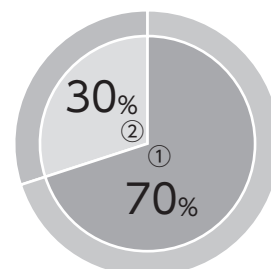
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

3.

日本を除く世界の高格付高金利公社債70%※、日本を除く先進国の好配当利回り株式30%を基本資産配分比率として運用します。

#### 基本資産配分比率

| 資産              | マザーファンド              |
|-----------------|----------------------|
| 高格付高金利<br>公社債   | ①世界高格付インカム債券 マザーファンド |
| 先進国好配当<br>利回り株式 | ②世界配当利回り株 マザーファンド    |



※3%程度の短期金融資産を含みます。

●基本資産配分比率には一定の変動幅を設けます。



## ✓ ファンドの目的・特色

### ファンドの特色

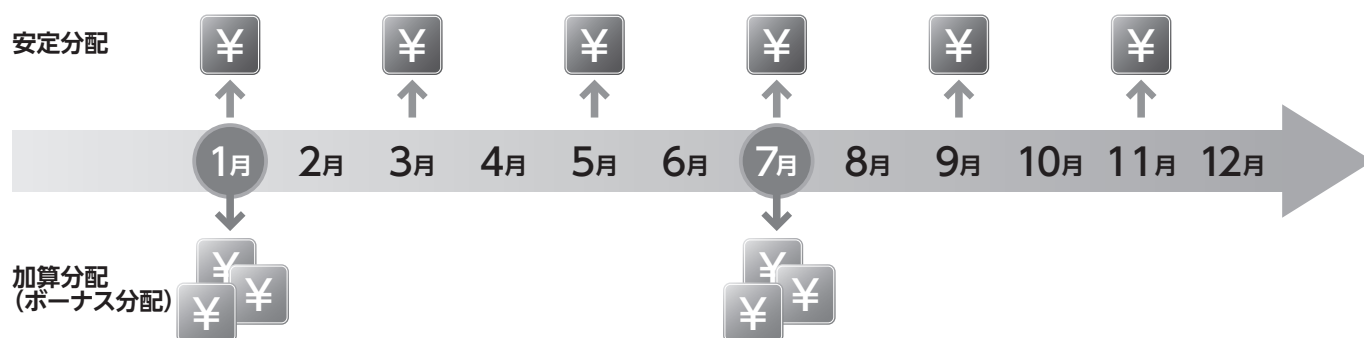
4.

原則として、年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月の19日(休業日の場合は翌営業日))の決算時に収益の分配を目指します。また、年2回(1月、7月)の決算時には、加算分配(以下「ボーナス分配」ということがあります。)を目指します。

#### 分配方針

- 原則として、年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月の19日(休業日の場合は翌営業日))決算を行い、安定した分配を目指します。
- 年2回(1月、7月)の決算時には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

#### 収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 売買益が確保できた場合でも、基準価額水準、市況動向等を勘案して、ボーナス分配を行わないことがあります。

#### 主な投資制限

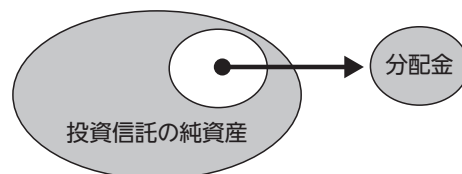
- 株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

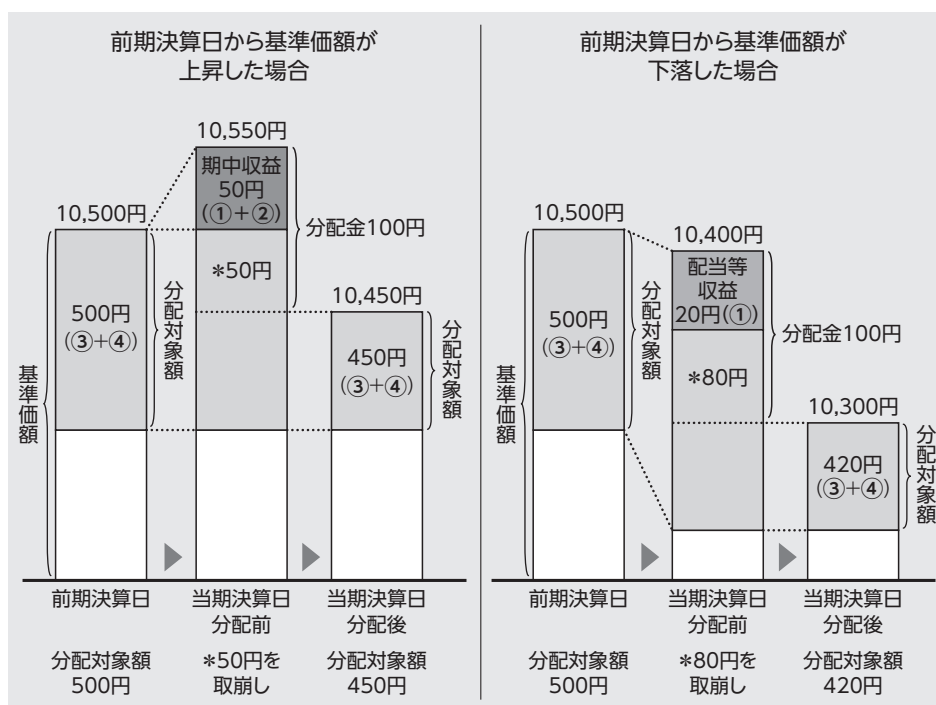
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

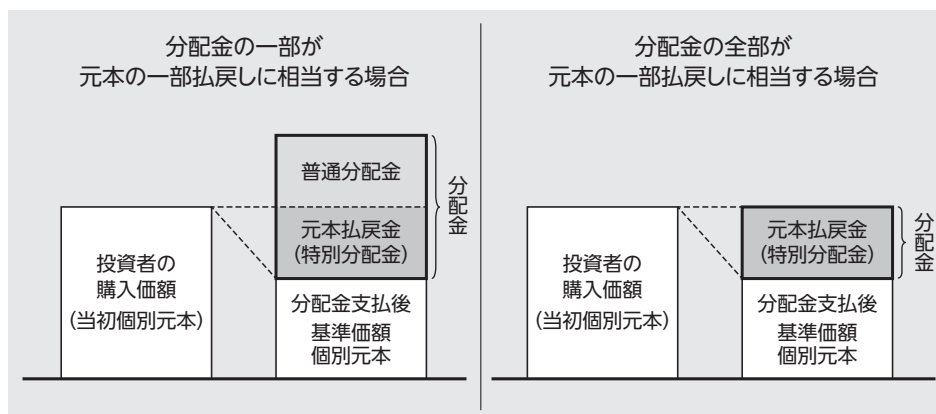
- ① 経費控除後の配当等収益
  - ② 経費控除後の評価益を含む売買益
  - ③ 分配準備積立金
  - ④ 収益調整金
- です。

※右記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金

個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

※普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

元本払戻金  
(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。

※元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

|         |                                                                                                                        |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株価変動リスク | 株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。                                     |
| 為替変動リスク | 為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。                                                 |
| 金利変動リスク | 債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。   |
| 信用リスク   | 有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

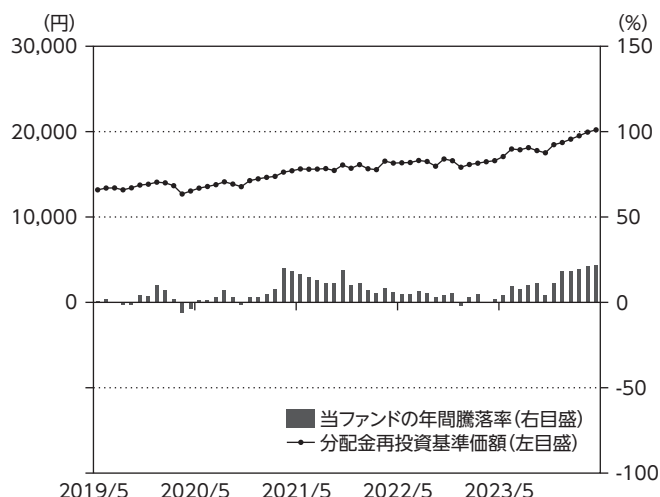
### リスクの管理体制

#### 委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 【参考情報】

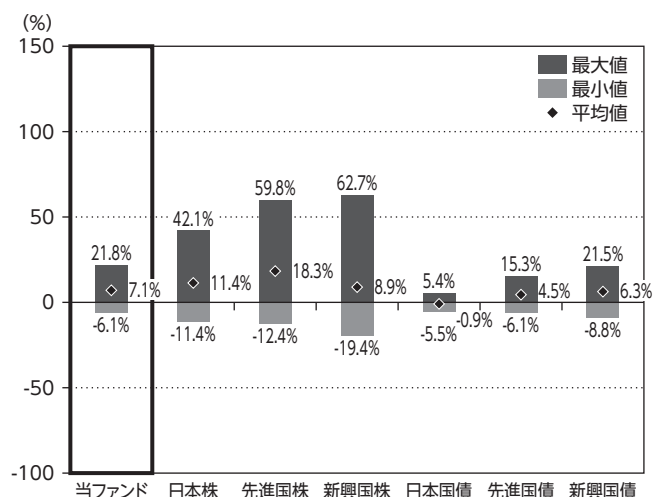
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



\*2019年5月～2024年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

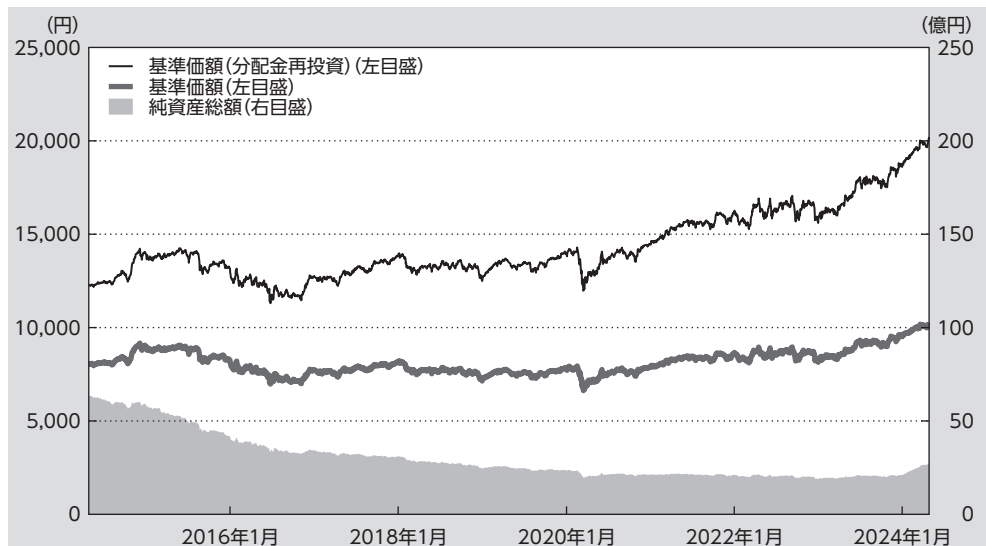
## 各資産クラスの指数について

|                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株<br>TOPIX (東証株価指数) (配当込み)                                        | TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 |
| 先進国株<br>MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)                                 | MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。                                                                                                                                                                                                        |
| 新興国株<br>MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)                         | MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。                                                                                                                                                                                                      |
| 日本国債<br>NOMURA-BPI国債                                                | NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。                                                                                                                          |
| 先進国債<br>FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)                                  | FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。                                                                                                                   |
| 新興国債<br>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) | 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.                                                                                                                                                                                                           |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

当初設定日：2006年10月20日  
作成基準日：2024年 4 月30日

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,272円 |
| 純資産総額 | 27.53億円 |

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

| 決算期             | 分配金    |
|-----------------|--------|
| 2023年 7 月       | 30円    |
| 2023年 9 月       | 30円    |
| 2023年11月        | 30円    |
| 2024年 1 月       | 30円    |
| 2024年 3 月       | 30円    |
| 直近1年間<br>分配金合計額 | 180円   |
| 設定来<br>分配金合計額   | 5,430円 |

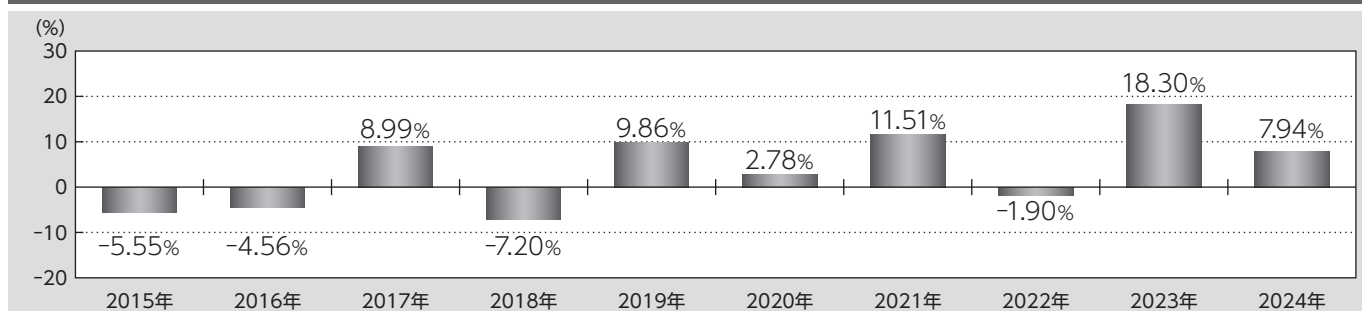
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

| マザーファンド                    | 投資比率  | 上位組入銘柄              | 国/地域  | 種類  | 業種            | 利率     | 償還期限       | 実質投資比率 |
|----------------------------|-------|---------------------|-------|-----|---------------|--------|------------|--------|
| 世界高格付<br>インカム債券<br>マザーファンド | 67.2% | POLGB 2.5% 07/25/27 | ポーランド | 国債  | -             | 2.500% | 2027/07/25 | 4.6%   |
|                            |       | UKT 4.5% 12/07/42   | イギリス  | 国債  | -             | 4.500% | 2042/12/07 | 4.3%   |
|                            |       | EIB 4.5% 06/07/29   | 国際機関  | 特殊債 | -             | 4.500% | 2029/06/07 | 4.2%   |
|                            |       | T 0.875% 11/15/30   | アメリカ  | 国債  | -             | 0.875% | 2030/11/15 | 3.9%   |
|                            |       | BRCOL 9.0% 08/23/24 | カナダ   | 地方債 | -             | 9.000% | 2024/08/23 | 3.7%   |
| 世界配当利回り株<br>マザーファンド        | 30.5% | MICROSOFT CORP      | アメリカ  | 株式  | ソフトウェア・サービス   | -      | -          | 1.7%   |
|                            |       | NVIDIA CORP         | アメリカ  | 株式  | 半導体・半導体製造装置   | -      | -          | 1.6%   |
|                            |       | BROADCOM INC        | アメリカ  | 株式  | 半導体・半導体製造装置   | -      | -          | 1.2%   |
|                            |       | ASTRAZENECA         | イギリス  | 株式  | 医薬品・バイオテクノロジー | -      | -          | 1.1%   |
|                            |       | EATON CORP          | アメリカ  | 株式  | 資本財           | -      | -          | 0.9%   |

※投資比率及び実質投資比率は純資産総額に対する比率です。  
※株式の国/地域は、発行市場ベースで分類しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※2024年は年初から作成基準日までの収益率です。  
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。





## 手続・手数料等

| お申込みメモ                |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                    |
| 購入価額                  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>(基準価額は1万口当たりで表示しています。)                                                                                                                                                                                                       |
| 購入代金                  | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 換金単位                  | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                    |
| 換金価額                  | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(信託財産留保額の控除はありません。)                                                                                                                                                                                                              |
| 換金代金                  | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                     |
| 申込締切時間                | 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。<br>※2024年11月5日受付分からは、原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                     |
| 購入の申込期間               | 2024年6月20日から2024年12月19日までとします。<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。                                                                                                                                                                                    |
| 購入・換金<br>申込受付不可日      | 申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。<br>ニューヨークの取引所の休業日<br>ロンドンの取引所の休業日<br>シドニーの取引所の休業日<br>ニューヨークの銀行の休業日<br>ロンドンの銀行の休業日<br>シドニーの銀行の休業日                                                                                                           |
| 換金制限                  | ファンドの規模及び商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                             |
| 購入・換金申込受付の<br>中止及び取消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。                                                                                                                                                     |
| 信託期間                  | 無期限(2006年10月20日設定)                                                                                                                                                                                                                                     |
| 繰上償還                  | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。<br>●受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合<br>●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合<br>●やむを得ない事情が発生した場合                                                                                          |
| 決算日                   | 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各19日(休業日の場合は翌営業日)です。                                                                                                                                                                                                              |
| 収益分配                  | 年6回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。<br>収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                  |
| 信託金の限度額               | 5,000億円                                                                                                                                                                                                                                                |
| 公告                    | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 運用報告書                 | 毎年3月及び9月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。                                                                                                                                                                          |
| 課税関係                  | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※上記は、2024年4月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。<br>なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。 |



## 手続・手数料等

### ファンドの費用・税金

#### 〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                         |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <u>3.3%(税抜3.0%)を上限</u> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。<br>購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                              |                                         |
| 信託財産留保額             | <u>ありません。</u>                                                                                                                                                                                                                                           |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                                                                                                         |                                         |
| 運用管理費用(信託報酬)        | 運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。<br>信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。                                                                                                                                                               |                                         |
|                     | 純資産総額に対して <u>年率1.32%(税抜1.2%)</u> を乗じて得た額<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                       |                                         |
|                     | 支払先毎の配分は以下の通りです。                                                                                                                                                                                                                                        |                                         |
|                     | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                     | 内訳                                      |
|                     | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                    | 年率0.583%(税抜0.53%)                       |
|                     | 販売会社                                                                                                                                                                                                                                                    | 年率0.66%(税抜0.6%)                         |
|                     | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                                    | 年率0.077%(税抜0.07%)                       |
|                     | 主な役務                                                                                                                                                                                                                                                    | 委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価            |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                         | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                     |                                                                                                                                                                                                                                                         | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                 |
| その他の費用・手数料          | 有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。<br><br>・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料<br>・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等<br>・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 |                                         |

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金                                           |
|--------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2024年4月30日現在のものです。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.38%     | 1.32%      | 0.06%     |

※対象期間は2023年9月20日～2024年3月19日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



